

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け</p>	<p>制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け</p>
<p>改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け</p>	<p>改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け</p>
<p>改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け</p>	<p>改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け</p>
<p>改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け</p>	<p>改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け</p>
<p>改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け</p>	<p>改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け</p>
<p>改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け</p>	<p>改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け</p>
<p>改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け</p>	<p>改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け</p>
<p>改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け</p>	<p>改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け</p>
<p>改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け</p>	<p>改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け</p>
<p>改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け</p>	<p>改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け</p>
<p>改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け</p>	<p>改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け</p>
<p>改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け</p>	<p>改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け</p>
<p><u>改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け</u></p>	<p>改正 20180824保局第2号 平成29年8月14日付け</p>
<p style="text-align: center;">電気設備の技術基準の解釈</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技</p>	<p style="text-align: center;">電気設備の技術基準の解釈</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技</p>

改正	現行
<p>術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p> <p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p> <p>目次 (略)</p>	<p>術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p> <p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p> <p>目次 (略)</p>
<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 <u>電力変換装置が、1,500V以下の直流電路に施設されるものである場合は、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-2470(2005)「分散形電源系統連系用電力変換装置」の「6.2 一般試験」の交流耐電圧試験により絶縁耐力を有していることを確認したものであって、</u>常規対地電圧を電路と大地との間に連続して10分間加えて確認したときにこれに耐えること。</p>	<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 <u>逆変換装置が、太陽電池モジュールに接続する低圧の直流電路に施設されるものである場合は、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-2470(2005)「分散形電源系統連系用電力変換装置」の「6.2 一般試験」の交流耐電圧試験により絶縁耐力を有していることを確認したものであって、</u>常規対地電圧を電路と大地との間に連続して10分間加えて確認したときにこれに耐えること。</p>

改正	現行
<p>【接地工事の種類及び施設方法】（省令第11条）</p> <p>第17条 A種接地工事は、次の各号によること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 接地線は、次に適合するものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 移動して使用する電気機械器具の金属製外箱等に接地工事を施す場合において可とう性を必要とする部分は、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、<u>4種クロロプレンキャブタイヤケーブル</u>若しくは4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルの1心又は多心キャブタイヤケーブルの遮へいその他の金属体であって、断面積が8mm²以上のものであること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>【接地工事の種類及び施設方法】（省令第11条）</p> <p>第17条 A種接地工事は、次の各号によること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 接地線は、次に適合するものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 移動して使用する電気機械器具の金属製外箱等に接地工事を施す場合において可とう性を必要とする部分は、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>4種クロロプレンキャブタイヤケーブル</u>若しくは4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルの1心又は多心キャブタイヤケーブルの遮へいその他の金属体であって、断面積が8mm²以上のものであること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>
<p>【太陽電池発電所等の電線等の施設】（省令第4条）</p> <p>第46条 （略）</p> <p>2 太陽電池モジュールの支持物は、<u>次の各号に適合するものであること。</u></p> <p>一 <u>支持物は、自重、地震荷重、風圧荷重、積雪荷重に対し安定であること。</u></p> <p>二 <u>日本工業規格 JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」によって算出される設計荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。</u></p> <p>三 <u>支持物を構成する各部材には、前号に規定する許容応力度を満たす設計に耐える安定した品質をもつ材料を用いること。</u></p> <p>四 <u>太陽電池モジュールと支持物の接合部、支持物の部材間及び支持物の架構部分と基礎部分の接合部における存在応力を確実に伝える構造とすること。</u></p> <p>五 <u>土地に自立して施設される支持物の基礎部分は、次の各号に適合するものであること。</u></p> <p>イ 杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持</p>	<p>【太陽電池発電所等の電線等の施設】（省令第4条）</p> <p>第46条 （略）</p> <p>2 太陽電池モジュールの支持物は、<u>支持物の高さにかかわらず日本工業規格 JIS C 8955（2004）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有するものであること。また、太陽電池発電設備の高さが4mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること。</u></p>

改正

力を有するものであること。

ロ 上部構造から伝わる荷重に対して、上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び横方向への移動を生じないものであること。

六 支持物に使用する部材は、腐食及び腐朽しにくい材料又は防食のための適切な措置材料を使用すること。

七 土地に自立して施設される太陽電池発電設備のうち設置面からの太陽電池アレイの最高高さが9mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に基づく構造強度等に係る各規定に適合するものであること。

3 太陽電池モジュールの支持物を、次の各号のいずれかにより地上に施設する場合は、前項の規定によらないことができる。なお、地表面粗度区分Ⅱは、当面の間、都市計画区域外にあって地表面粗度区分Ⅰの区域以外の区域又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分Ⅳの区域以外の区域のうち海岸線又は湖岸線（対岸までの距離が1500m以上のものに限る。）までの距離が500m以内の区域をいうものとする。

一・二 （略）

三 多雪仕様

46-12表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合

46-12表

地表面粗度区分	Ⅲ
設計用基準風速	30m/s以下
積雪区域	多雪
垂直積雪量	180cm以下
太陽電池モジュールのサイズ	2,000mm×1,000mm
太陽電池モジュールの重量	28kg/枚以下

イ 設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。

(イ)・(ロ) （略）

現行

3 太陽電池モジュールの支持物を、次の各号のいずれかにより地上に施設する場合は、前項の規定によらないことができる。なお、地表面粗度区分Ⅱは、当面の間、都市計画区域外にあって地表面粗度区分Ⅰの区域以外の区域又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分Ⅳの区域以外の区域のうち海岸線又は湖岸線（対岸までの距離が1500m以上のものに限る。）までの距離が500m以内の区域をいうものとする。

一・二 （略）

三 多雪仕様

46-12表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合

46-12表

地表面粗度区分	Ⅲ
設計用基準風速	30m/s以下
積雪区域	多雪
垂直積雪量	180cm以下
太陽電池モジュールのサイズ	2,000mm×1,000mm
太陽電池モジュールの重量	28kg/枚以下

イ 設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。

(イ)・(ロ) （略）

改正	現行
<p>(ハ) アレイ面の地上平均高さは、GL+2.9mであること。</p> <p>(ニ)～(ヘ) (略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(ハ) アレイ面の地上平均高さは、GL+1.8mであること。</p> <p>(ニ)～(ヘ) (略)</p> <p>ロ (略)</p>
<p>【橋に施設する電線路】 (省令第6条、第20条)</p> <p>第129条 (略)</p> <p>2 橋に施設する高压電線路は、次の各号によること。</p> <p>一 橋の上面に施設するものは、電線路の高さを橋の路面上5m以上とするほか、次のいずれかにより施設すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二層橋の上段の造営材その他これに類するものの下面に施設する場合は、第111条第2項の規定に準じるほか、次のいずれかによること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016 (2017) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 橋に施設する特別高压電線路は、次の各号によること。</p> <p>一 橋の上面に施設するものは、次により施設すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二層橋の上段の造営材その他これに類するものの下面に、第111条第2項(第四号から第六号までを除く。)の規定に準じるほか、次のいずれかによること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016 (2017) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 橋の側面又は下面に施設するものは、第111条第2項の規定に準じる(同項第六号における「第67条(第一号ホを除く。)」は「第86条」と読み替えるものとする。)</p>	<p>【橋に施設する電線路】 (省令第6条、第20条)</p> <p>第129条 (略)</p> <p>2 橋に施設する高压電線路は、次の各号によること。</p> <p>一 橋の上面に施設するものは、電線路の高さを橋の路面上5m以上とするほか、次のいずれかにより施設すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二層橋の上段の造営材その他これに類するものの下面に施設する場合は、第111条第2項の規定に準じるほか、次のいずれかによること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016 (2006) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 橋に施設する特別高压電線路は、次の各号によること。</p> <p>一 橋の上面に施設するものは、次により施設すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二層橋の上段の造営材その他これに類するものの下面に、第111条第2項(第四号から第六号までを除く。)の規定に準じるほか、次のいずれかによること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016 (2006) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 橋の側面又は下面に施設するものは、第111条第2項の規定に準じる(同項第六号における「第67条(第一号ホを除く。)」は「第86条」と読み替えるものとする。)</p>

改正	現行
<p>ほか、次のいずれかによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016 (2017) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p>	<p>ほか、次のいずれかによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016 (2006) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p>

改正	現行
<p>【電線路専用橋等に施設する電線路】（省令第20条）</p> <p>第130条（略）</p> <p>2 電線路専用の橋、パイプスタンドその他これらに類するものに施設する高压電線路は、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電線がケーブルである場合は、第111条第2項の規定に準じるほか、次のいずれかによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016（<u>2017</u>）「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p> <p>三（略）</p> <p>3 電線路専用の橋、パイプスタンドその他これらに類するものに施設する特別高压電線路は、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第111条第2項の規定に準じる（同項第六号における「第67条（第一号ホを除く。）」は「第86条」と読み替えるものとする。）ほか、次のいずれかによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016（<u>2017</u>）「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p>	<p>【電線路専用橋等に施設する電線路】（省令第20条）</p> <p>第130条（略）</p> <p>2 電線路専用の橋、パイプスタンドその他これらに類するものに施設する高压電線路は、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電線がケーブルである場合は、第111条第2項の規定に準じるほか、次のいずれかによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016（<u>2006</u>）「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p> <p>三（略）</p> <p>3 電線路専用の橋、パイプスタンドその他これらに類するものに施設する特別高压電線路は、次の各号によること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第111条第2項の規定に準じる（同項第六号における「第67条（第一号ホを除く。）」は「第86条」と読み替えるものとする。）ほか、次のいずれかによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2016（<u>2006</u>）「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」の「2. 技術的規定」により施設すること。</p>

改正	現行
<p>【臨時電線路の施設】（省令第4条）</p> <p>第133条（略）</p> <p>2 架空電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱、鉄柱又は鉄塔に施設する支線であつて、使用期間が6月以内のものを、次の各号により施設する場合は、第61条第1項第三号の規定によらないことができる。</p> <p>一 支線は、日本工業規格 JIS G 3525 (2013) 「ワイヤロープ」に規定するワイヤロープであること。</p> <p>二（略）</p> <p>3～9（略）</p>	<p>【臨時電線路の施設】（省令第4条）</p> <p>第133条（略）</p> <p>2 架空電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱、鉄柱又は鉄塔に施設する支線であつて、使用期間が6月以内のものを、次の各号により施設する場合は、第61条第1項第三号の規定によらないことができる。</p> <p>一 支線は、日本工業規格 JIS G 3525 (2006) 「ワイヤロープ」に規定するワイヤロープであること。</p> <p>二（略）</p> <p>3～9（略）</p>
<p>【アーク溶接装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項）</p> <p>第190条 可搬型の溶接電極を使用するアーク溶接装置は、次の各号によること。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 被溶接材又はこれと電氣的に接続される<u>治具</u>、定盤等の金属体には、D種接地工事を施すこと。（関連省令第10条、第11条）</p> <p>2（略）</p>	<p>【アーク溶接装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項）</p> <p>第190条 可搬型の溶接電極を使用するアーク溶接装置は、次の各号によること。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 被溶接材又はこれと電氣的に接続される<u>持具</u>、定盤等の金属体には、D種接地工事を施すこと。（関連省令第10条、第11条）</p> <p>2（略）</p>
<p>【小出力発電設備の施設】（省令第4条、第15条、第59条第1項）</p> <p>第200条（略）</p> <p>2 小出力発電設備である太陽電池発電設備は、次の各号により施設すること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 太陽電池モジュールの支持物は、第46条第2項又は第3項の規定に準じて施設すること。</p>	<p>【小出力発電設備の施設】（省令第4条、第15条、第59条第1項）</p> <p>第200条（略）</p> <p>2 小出力発電設備である太陽電池発電設備は、次の各号により施設すること。</p> <p>一（略）</p> <p>二 太陽電池モジュールの支持物は、第46条第2項の規定に準じて施設すること。</p>
<p>【IEC 60364規格の適用】（省令第4条）</p> <p>第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者及び特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の</p>	<p>【IEC 60364規格の適用】（省令第4条）</p> <p>第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者及び特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の</p>

改正		
供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。		
218-1表		
規格番号（制定年）	規格名	備考
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-4-42 (2014)	低圧電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護	422を除く。
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-4-44 (2015)	低圧電気設備－第4-44部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443、444、445を除く。
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-5-53 (2015)	建築電気設備－第5-53部：電気機器の選定及び施工－断路、開閉及び制御	534を除く。
IEC 60364-5-54 (2011)	建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備及び保護導体	
IEC 60364-5-55 (2016)	建築電気設備－第5-55部：電気機器の選定及び施工－その他の機器	
IEC 60364-6 (2016)	低圧電気設備－第6部：検証	
JIS C 0364-7-701 (2010)	低圧電気設備－第7-701部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－バス又はシャワーのある場所	
(略)	(略)	(略)
JIS C 0364-7-704 (2009)	低圧電気設備－第7-704部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場における設備	
(略)	(略)	(略)
JIS C 0364-7-706	低圧電気設備－第7-706部：特殊設備又	

現行		
供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。		
218-1表		
規格番号（制定年）	規格名	備考
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-4-42 (2010)	低圧電気設備－第4-42部：安全保護－熱の影響に対する保護	422を除く。
(略)	(略)	(略)
JIS C 60364-4-44 (2011)	低圧電気設備－第4-44部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443、444、445を除く。
(略)	(略)	(略)
JIS C 60364-5-53 (2006)	建築電気設備－第5-53部：電気機器の選定及び施工－断路、開閉及び制御	534を除く。
IEC 60364-5-54 (2011)	建築電気設備－第5-54部：電気機器の選定及び施工－接地設備、保護導体及び保護ボンディング導体	
IEC 60364-5-55 (2011)	建築電気設備－第5-55部：電気機器の選定及び施工－その他の機器	
JIS C 60364-6 (2010)	低圧電気設備－第6部：検証	
JIS C 0364-7-701 (2010)	低圧電気設備－第7- <u>第</u> 701部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－バス又はシャワーのある場所	
(略)	(略)	(略)
JIS C 0364-7-704 (2009)	低圧電気設備－第7- <u>第</u> 704部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場における設備	
(略)	(略)	(略)
JIS C 0364-7-706	低圧電気設備－第7- <u>第</u> 706部：特殊設	

改正			現行		
(2009)	は特殊場所に関する要求事項－動きを制約された導電性場所		(2009)	備又は特殊場所に関する要求事項－動きを制約された導電性場所	
IEC 60364-7-708 (2007)	低圧電気設備－第7-708部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－ <u>キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所</u>		IEC 60364-7-708 (2007)	低圧電気設備－第7- <u>第</u> 708部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－ <u>第708節</u> ：キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-715 (2011)	低圧電気設備－第7-715部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低電圧照明設備		IEC 60364-7-715 (2011)	低圧 <u>建築</u> 電気設備－第7-715部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－特別低電圧照明設備	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
JIS C 0364-7-740 (2005)	建築電気設備－第7-740部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－ <u>催し物</u> 会場、遊園地及び広場の <u>建造物</u> 、 <u>娯楽装置</u> 及びブースの仮設電気設備		JIS C 0364-7-740 (2005)	建築電気設備－第7-740部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－ <u>催し</u> 会場、遊園地及び広場の <u>建築物</u> 、 <u>娯楽装置</u> 及びブースの仮設電気設備	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>附 則 (20180824保局第2号)</u> 1 この規程は、公布の日から施行する。 2 この規程の施行の際現に電気事業法第48条第1項の規定による電気事業法施行規則第65条第1項第1号に定める工事の計画の届け出がされ、若しくは設置又は変更の工事に着手している太陽電池モジュールの支持物については、改正後の電気設備の技術基準の解釈第46条第2項の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。			(新設)		